

○豊中市上下水道局工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市上下水道局が発注する工事契約の履行に係る工事成績の評定に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、工事の品質の確保を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 工事成績の評定は、工事請負費の予算費目で実施する1件の設計金額が500万円以上の工事（技術的な評価を要するものにあつては130万円以上の工事）を対象として行うものとする。ただし、経営部特任主幹（以下「特任主幹」という）が特別な理由があると認めた場合は、評定の実施を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員 契約の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、工事主管部課長から工事の監督を命じられた職員をいう。
- (2) 主任監督職員 監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行うため、工事主管部課長から工事の監督を命じられた職員をいう。
- (3) 検査職員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、特任主幹から検査を命じられた職員をいう。

(評定の方法等)

第4条 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定者は、工事ごとに特任主幹が別に定める成績評定基準に基づいて厳正かつ的確な評定を行い、成績評定書を作成するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定は、監督職員及び主任監督職員にあつては工事完成時に、検査職員にあつては竣工検査実施時に行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 監督職員及び主任監督職員が作成した成績評定書は、検査時まで検査職員に提出するものとする。

- 2 検査職員は、成績評定書の評定点の合計（工事の評定点）を算定したうえ、成績評定書を特任主幹に提出するものとする。
- 3 特任主幹は、前項の規定による提出があつたときは、当該成績評定書を速やかに工事主管部長に送付するものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 工事主管部長は、前条第3項の規定による成績評定書の送付があったときは、評定結果を速やかに当該契約の相手方（以下「受注者」という。）に通知するものとする。

2 特任主幹は、評定結果を当該評定結果に係る工事の検査を行った日の属する月の翌々月の10日までに公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、工事成績評定結果表により行うものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日（14日目が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日とする。）以内に、成績評定結果に関する説明請求書を豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出することにより、評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事主管部長は、前項の説明請求書の提出があったときは、特任主幹と協議のうえ評定結果に関する説明請求に対する回答書を作成し、その内容を当該提出者に通知するものとする。

(再説明請求等)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた受注者は、その内容について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日（14日目が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日とする。）以内に、成績評定結果に関する再説明請求書を管理者に提出することにより再説明を求めることができる。

2 工事主管部長は、前項の再説明請求書の提出があったときは、特任主幹と協議のうえ評定結果に関する再説明請求に対する回答書を作成し、その内容を当該提出者に通知するものとする。

3 工事主管部長は、前項の規定による回答書の作成に当たっては、あらかじめ次条に定める豊中市上下水道局工事成績評定評価委員会の意見を聴かなければならない。

(豊中市上下水道局工事成績評定評価委員会)

第10条 工事成績評定の評価に関する事項を審査するため、豊中市上下水道局工事成績評定評価委員会を設置する。

2 豊中市上下水道局工事成績評定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、豊中市上下水道局が行う工事の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、特任主幹が別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成11年6月25日より施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する工事（一般競争入札により契約を締結する工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う工事）から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施し、この要領による改正後の豊中市工事成績評定要領の規定は、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する公共工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から実施し、この要領による改正後の豊中市上下水道局工事成績評定要領の規定は、この要領の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する公共工事（一般競争入札により契約を締結する公共工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う公共工事）から適用する。